

## 【別表 1】

### 事業継続力強化支援計画

#### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

### (1) 地域の災害リスク

周防大島町（すおうおおしまちょう）は、山口県東南部に位置し、瀬戸内海に浮かぶ島では3番目の面積を有し、島と本土とは大島瀬戸を渡る大島大橋によって連結している。

地勢は全般的に山岳起伏の斜地で 600m 級の山々が連なり、中央部には嘉納山 684m、文珠山 662m、源明山 625m、嵩山 618mの山々が連なり、多くの部分が山岳部、丘陵部が占め海岸線まで迫っているところが多く、平坦地は少ない。

平均気温は 15.5℃、年間降水量は 1,700 ミリ～1,800 ミリで、夏冬ともに雨が少なく、冬は暖かく積雪はまれで、瀬戸内海の典型的な気候である。

また、町内には宮崎川、屋代川、三蒲川、宮川などの二級河川があり、多くは急流の小河川であるが、河口が広がる屋代川上流には洪水調整のための屋代ダムが整備されている。

本計画においては、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本町において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定する。

#### (土砂災害)

本町全域で、斜面には花崗岩の風化岩やマサ土が分布する箇所が多く、背後から地下水が豊富に供給される急斜面では地すべりや崩壊が発生しやすい。戸田、頂海山北側、大積～小積などでは、地すべり地形が多く分布しており注意が必要である。

屋代川周辺では、明治などの過去にも豪雨時に洪水や土石流などの大きな災害が発生している。近年は、全国的に局所的な豪雨が増加しており、屋代川周辺や嵩山周辺などの斜面の規模が大きく、下方に家屋や施設が集中する箇所では、豪雨時に土石流や洪水へ注意が必要である。

#### (津波)

本町は、港湾漁港施設が多数点在し、台風の襲来などにより、海岸あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。海岸保全区域に指定されている地域では海岸保全施設によって防護されているものの、保全施設の整備は、なお十分とはいえず、さらに海岸保全区域の指定を要する地域を残している。

#### (高潮・洪水)

地震及び津波災害のほかには、周防高潮と呼ばれる県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害がある。

県が平成 3 年台風 19 号を想定して行った高潮のシミュレーション結果をもとに、本町が作成した高潮・洪水ハザードマップでは、町域の沿岸部では 2.0～5.0m未満の高潮による浸水を想定している。

#### (地震)

本町への影響が大きいと考えられる地震のうち、発生確率の高い「大竹断層（小方～小瀬断層）」「中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）」「東南海・南海地震」「安芸灘～伊予灘の地震」の地震を想定するとともに、全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード 6.9 の地震が直下で発生した場合を想定している。

また本町は、平成 26 年 3 月 28 日に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、国の地震調査研究推進本部によれば、令和 2 年(2020 年) 1 月 1 日を基準日として南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%~80%と予想されており、地震規模はマグニチュード(M)8~9 クラスと想定されている。

南海トラフに震源を有する地震は過去に 100~150 年周期で発生し、震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に 3 地震が個別に又は 2 地震あるいは 3 地震が同時に発生した様々なケースあったと考えられており日本各地に大きな被害をもたらすと危惧されている。

#### (事故災害)

近年の社会、産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通、輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大及びトンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災などの事故による被害(事故災害)についても一層の充実強化が求められている。

また、本町の特異な条件として、岩国航空基地を控えており過去に米海兵隊・自衛隊航空機による事故が発生している

#### (感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしている。

#### (過去の災害)

##### ①令和 2 年 7 月豪雨

周防大島町では 5 日午後 5 時~8 日午前 11 時の総雨量は周防大島町安下庄で 349mm、1 時間に観測史上最大の 51.5mm の雨が降ったことで、島東部の伊保田の県道脇の土砂が崩れ、雨振地区 23 世帯 35 人が孤立状態となった。8 日朝までの雨で国道と県道の計 15 カ所が全面通行止めになり、町内では床上浸水 15 件、床下浸水 160 件の被害が確認された。

※周防大島町総務課調べ

##### ②大島大橋貨物船衝突

2018 年 10 月 22 日、山口県柳井市と本町を結ぶ大島大橋の橋桁に大韓民国から広島県の呉港へ向かっていた巨大貨物船が衝突し、橋に設置されていた水道管と通信ケーブルを破損させたことで周防大島のほぼ全域の約 9050 世帯で断水し、約 1 万 4600 人に影響がでた。

参考：周防大島町ハザードマップ

[https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soumu/20140715\\_2\\_2\\_2.html](https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soumu/20140715_2_2_2.html)

周防大島町地域防災計画

[https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soumu/bousai\\_keikaku\\_1\\_1.html](https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soumu/bousai_keikaku_1_1.html)

厚生労働省新型インフルエンザ対策行動計画

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>

平成 30 年 10 月 22 日大島大橋外国船衝突事故対応記録

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/kikikanri/202003310001.html>

## (2) 商工業者の状況

商工業者数	(内)小規模事業者数
721	632

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)	
商工業者	建設業	129	116	町内広域に分散
	製造業	48	43	町内広域に分散
	卸・小売業	227	204	町内広域に分散
	サービス業	277	250	町内広域に分散
	その他	40	19	町内広域に分散
合計	721	632		

※令和2年3月時点 周防大島町商工会 会員・非会員台帳より

小規模事業者数は、卸・小売業・宿泊業・飲食業・生活関連サービス業は、従業員数1~4人のもの、建設業・製造業・その他は、従業員数1~19人のものを、会員台帳より抽出。

## (3) これまでの取組

### 1) 周防大島町の取組

#### ・周防大島町地域防災計画の策定

災害から住民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減し、社会の秩序維持と公共の福祉の確保を目的と町の防災対策に関する基本的なことを災害対策基本法に基づき、周防大島町防災会議が策定した。

東日本大震災など、近年の災害を契機として大幅な見直しを図り、平成18年6月の計画策定以降に行なわれた関連法令、上位計画の修正事項のうち、町に関連のある項目について修正し、より実用的な計画を平成28年3月に策定している。

#### ・周防大島町防災倉庫

大規模災害に備え、町内18箇所に防災倉庫を設置。防災倉庫の中には簡易間仕切り・簡易トイレ等、避難所生活での最低限の資機材を収納している

#### ・周防大島町防災メール配信システム

平成26年6月から新しく開始し、これまでの緊急速報メール(町内の携帯電話基地局から防災メールを情報配信)に加え、あらかじめ携帯電話やパソコンなどのメールアドレスを登録した者は、町外にいても防災情報や気象情報を受け取ることが可能である。

#### ・周防大島町新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、感染拡大を可能な限り抑え、町民の生命及び健康を守るとともに、生活や経済への影響が最小となるようにすることを目的に平成26年5月に策定している。

#### ・周防大島町耐震改修促進計画

「周防大島町耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本町における建築物の耐震化を促進することを目的とし策定している。

## 2) 周防大島町商工会の取組

### ①会員事業所に対する取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・山口県火災共済協同組合と連携した各種共済制度の加入促進
- ・新型コロナウイルス感染症対策窓口の設置
- ・令和 2 年 7 月豪雨災害における、被災地域事業所への被災状況ヒアリング・融資あっせん・各種補助金制度活用の促進・支援施策の情報発信

### ②職員の取組

- ・会館内の消火器設置
- ・周防大島町ハザードマップの設置
- ・事務所内パソコンデータのバックアップ

## II 課題

- ・現状においては、緊急時の取り組みに係る周防大島町商工会と周防大島町の具体的な協力体制・緊急連絡網やマニュアルが整備されていない。
- ・周防大島町商工会においては、事業者 BCP に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制の平時から構築する。
- ・事業継続力強化計画を支援事業期間で 12 件作成する（商工会各支所 3 件）
- ・制度の周知件数を支援事業期間で 250 件以上（会員企業の 50%以上）を目標とする。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

周防大島町商工会と周防大島町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対して、事業者BCP策定啓発パンフレット・チラシを作成配布する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年12月に周防大島町商工会BCP【事業継続計画】を作成。全職員に周知・徹底を図り災害時の対応を確認させる。

3) 関係団体との連携

- ・管内の実情を把握し地域事業所から一定程度の認知がある「山口県火災共済協同組合」をはじめ損保各社と情報を共有して、各種共済メニューを対象事業所に紹介し、一層の災害共済の推進を図る。
- ・周防大島町商工会主催のBCPセミナーなどを上記各社等と共催で開催し、セミナー内で災害共済の必要性や災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説明する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・その他関係機関・施設への普及啓発ポスター等の掲示依頼を行う。
- ・災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- ・巡回及び窓口指導を通して、管内小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、必要に応じて専門家派遣などを実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大雨時の河川氾濫、土砂崩れ、高潮、震度5以上の地震）が発したと仮定し、町との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命の安全確保が第一であることを前提とし、その上で次の手順にて管内の被害状況を把握し応急対応方針の決定をはじめ、関係機関へ連絡等の対策を進める。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認を行う。

- ・本人・家族の被災状況の確認
- ・近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況把握
- ・出勤できる状態かどうかについての情報収集  
連絡方法：事務所の固定電話、個人の携帯電話、メールを活用する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、周防大島町商工会 BCP【事業継続計画】に基づき、災害対策本部を設置して対応する。

### 3) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で被害状況や被害規模に応じ、応急対策の方針を決める。
- ・気象庁等公的機関が発する警報、周防大島町が発出する警戒情報や、自身の目視等で命の危険が及ぶと判断される場合は出勤をせず、職員自身の安全確保に努め、公的機関による各種警報等の解除など安全が確認できた段階で出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

発生後～1週間	1日に2回以上共有する。(午前・午後)
1週間～2週間	1日に1回以上共有する。
2週間以降	災害状況に応じて随時共有する。

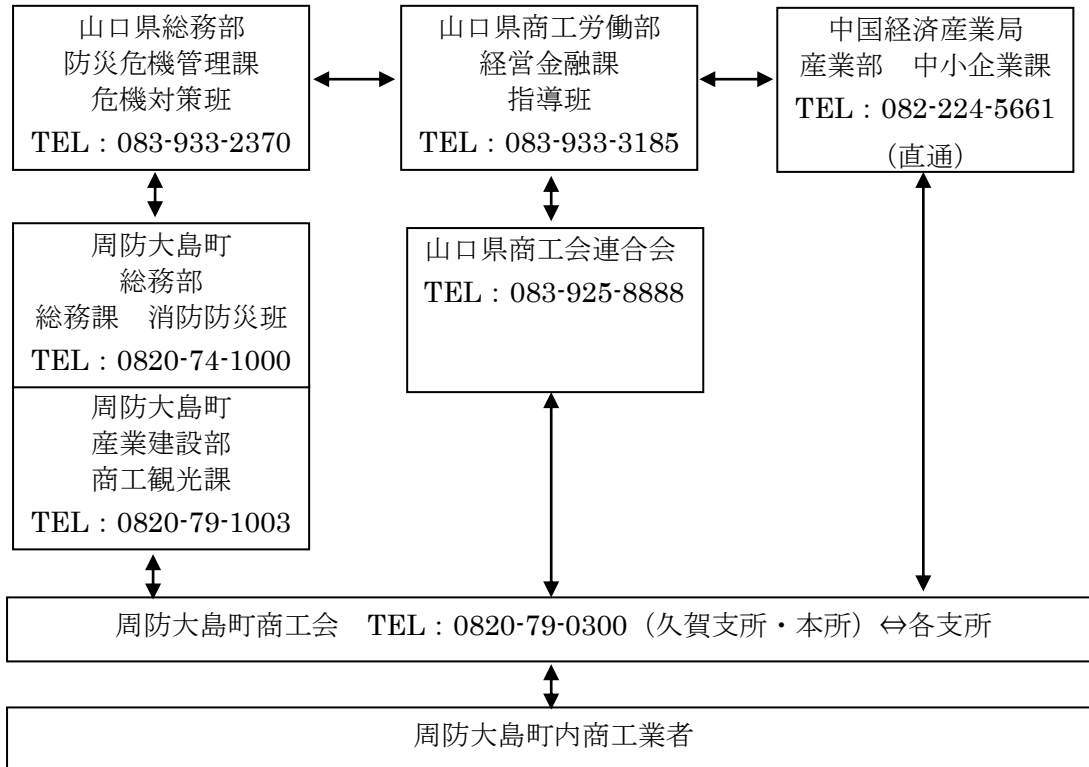
- ・当町で取りまとめた「周防大島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・周防大島町商工会と周防大島町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認する。

- ・周防大島町商工会と周防大島町が共有した情報を、メール又はファックスにて当会又は当町より山口県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、必要に応じて、当会と当町が共有した情報をメール又はファックスにて当会又は当町より山口県へ報告する。

(連絡経路図) 下記の流れで情報共有又は報告を行う。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、周防大島町と相談し安全性が確認された場所において設置する。また、国の依頼を受けた場合は、国が定める特別相談窓口を設置する。
- ・周防大島町商工会は、周防大島町と連携して管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、山口県、周防大島町等の施策）について、管内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

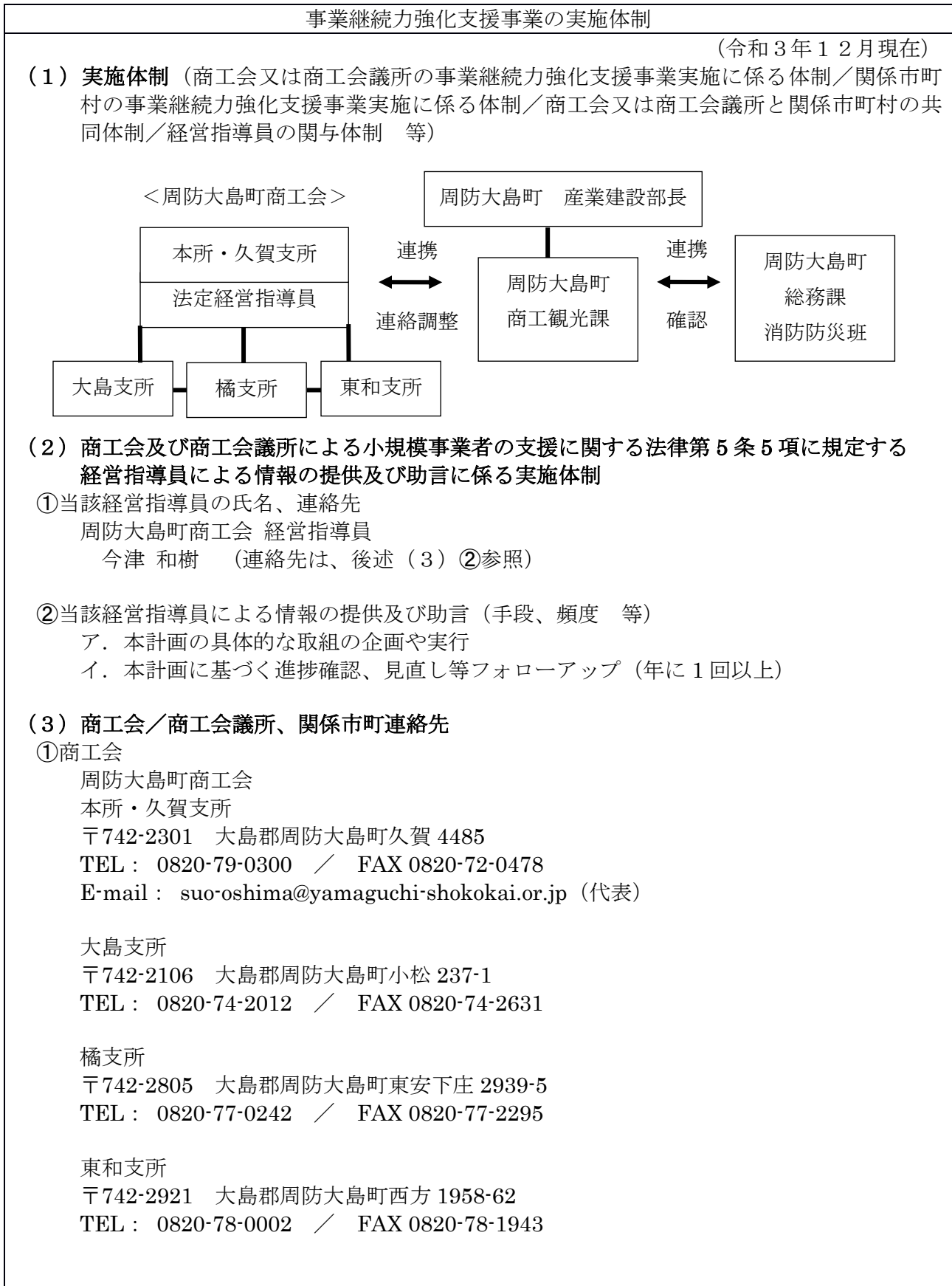
- ・周防大島町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や山口県商工会連合会と協議する。
- ・災害からの復旧を図るための資金調達等の経営相談について、周防大島町商工会が対応する。
- ・救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

【別表 2】

事業継続力強化支援事業の実施体制





②関係市町

周防大島町 産業建設部 商工観光課

〒742-2301 大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地

TEL : 0820-79-1003

FAX : 0820-79-1022

E-mail : syokokanko@town.suo-oshima.lg.jp (代表)

周防大島町 総務部 総務課 消防防災班

〒742-2301 大島郡周防大島町大字小松 126 番地 2

TEL : 0820-74-1000

FAX : 0820-74-1016

E-mail : soumu@town.suo-oshima.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

【別表3】

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
周防大島町商工会の会費収入・事業収入、周防大島町補助金、山口県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。